

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 9 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	府中市庁舎建設基本計画 (案) についての陳情						1
2	学校法人私立つくし幼稚園運動場についての陳情						7
3	府中市庁舎建設基本計画 (案)、府中市議会庁舎 建設特別委員会議事録に についての陳情						8
4	府中市立白糸台小学校に についての陳情						10
5	府中市立白糸台小学校立 地及び教育施設について の陳情						12
6	都市再生機構の家賃改定 ルール見直しに関し、U R 賃貸住宅居住者の居住 の安定策推進を求める意 見書提出に関する陳情						14
7	府中市例規集の利活用と 同時にごみ減量化の推進 についての陳情						16
8	巨大地震に対する対策、 公共施設の耐震化工事に についての陳情						17
9	行財政改革の I C T 推進 による小さな行政組織化 についての陳情						19

陳 情 番 号	1	受理年月日	平成27年1月16日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市庁舎建設基本計画（案）についての陳情			
〔陳情要旨〕 広報「ふちゅう」新庁舎特別号を読み、庁舎建設基本計画(案)に対して意見、請願、陳情を述べます。 ① 平成21年度以来、約40回に及ぶ協議を重ね、この度の計画が成ったことに対して関係者に敬意を表します。 ② 現庁舎、昭和34年（1959）建設されましたが、第1期工事着手の庁舎のビジョン、ミッション（目標）はどこにありましたか。何だったのですか。以来、56年間経過しております。56歳の生命ということになります。東京駅は長寿で、この度リノベーションを施され、今後、次世代のため、向こう100年の風雪に耐えていくでしょう。府中庁舎は56歳とは、まだ壮年です。まだまだ市民のため活躍できると考えます。1959年当初のビジョン設定に誤りがあったのではないのでしょうか。 もし反省すべき点があれば、そこから学ばなければ再び同じ失敗を繰り返すおそれがあります。 ③ 庁舎に限らず、府中市の行政施設は市民に対する行政サービスの舞台です。舞台の生命はハードの面の耐用年限とソフトの面の年限、両年限があります。「特別号」、「基本計画」を読みますと、耐震診断に基づいて建設特別委員会が設置されたことのようにです。つまり「ハード」に注目したわけです。「ソフト」は不問なのですか。 ④ 平成23年度、建設検討協議会設置段階で、まず発表すべきは市民に資料とともに情報を発すべきでした。市長、議員、各部局の市職員等、関係者と府中主権者（市民）との間には、圧倒的に情報量に差があります。情報を公開しないで、資料提示もしないで、行政サイドで委員会を設置し既成の事実（ルール）を積み重ねれば、市民からの意見は途中からは反映させることは困難を伴います。主権が市民であるとすれば、まず、委員会あるいは市長は、市民に対して市が取り組む問題を列挙して市民に呼びかけ、意見を求め、なおかつ参加を求めるべきである。そうしたことにより、初めて市民参画、市民参加なのであり、行政が行政への協働を呼びかける。行政の独善であり、独走である。				

- ⑤ 昭和の庁舎でなく、平成の庁舎は、ハード及びソフトともに耐用年限100年以上いや200年以上を目標とすべきである。100年から200年市民の期待に答え続けることはなかなか困難なことで、答えは手近にありません。当初から市民に参加を求め、市民（建築主）が、将来世代に残す庁舎とはどんな物か、市民に聞くべきでしょう。市民といっても、25万の市民が存在し、さまざまの世代、さまざまの異なる考えを持って生活しているのです。市民にとっても意見を1つにまとめるには、方法すら知らないと思います。そこで必要とされるのが、公僕です。

市民の意見を1つにまとめる「環境」づくりをするのが、行政、公僕の役回りです。縁の下の立場に徹すべきです。市民が能動的に思考して、みずから、みずからに質して、時間無制限で、市民（25万人）が、答えを発見するのです。そうした産みの苦しみを経験することが、庁舎を長寿にさせ、庁舎を育てることになり、気がつけば市民の空気のような存在になれば、100年後の市民の要求にも耐える府中の宝物になるかもしれません。

- ⑥ 「早急な対応」と表現されていますが、平成21年度から6年間の検討期間です。市民が広く知ったのは、平成27年広報により初めて知った訳です。「急がば回れ」で、十分市民の検討をする期間を設けるべきです。

「耐震性の欠如」と表現されていますが、新耐震基準が、建築基準法により制定されたのは、昭和56年（1981年）制定されて、34年経過しております。四半世紀以上です。耐震性を不安視するとすれば、34年前、昭和56年耐震基準制定時に、なぜ調査、診断を加えなかったのですか。これら事項を中心に「早急な対応」とはならないと考えられます。

現庁舎は、半世紀強しか使用しておりません。現時点で検討すべきは「早急」ではなく、現庁舎の失敗を学ぶ期間だと考えます。「早かろう悪かろう」の失敗は繰り返さない方法を探す期間です。

- ⑥－2 建築基準法、新耐震基準、昭和56年以来、現在までに数十度改正を重ねています。何も、急げ急げと先を競う必要性はありません。「耐震」を前面に掲げ、ことさら不安を煽るかのごとく表現すべきでない。不安であれば耐震補強で一時的に対応すればよいことです。市立小・中学校に、その考えで対応している。建て替え、新校舎計画で対応しておりません。

- ⑦ ハードは何とでもなります。重要なのは「ソフト」です。検討組織として「職員検討会」、そして「市民検討協議会」と2組織を設置して検討するのは、市民と行政が「協働」して庁舎建設に対し自治の力の総力を結集させないのか。「協働」、「市民参加」という実験場として絶好の「機会」、「チャンス」です。「協働」、「市民参加」のモデルケース成功例をつくりませんか。予算額170億は授業として、支払ってもよいではないですか。100年から200年の将来の自治団体の運営のもとになれば……。

「市民」、「職員」の2組織を独立して会を設置して、結果2通りの計画案が提出されたら、誰が1案選択するのですか。なぜ「市民」、「職員」混合の検討会にしないのか。

- ⑧ 「基本計画案」となっておりますが、「計画」を見る限り、計画条件が明示されていません。また、立地の検討内容不明。建設地用地、敷地条件、敷地境界が確定しているのに、計画は4案不能です。「構想」なら理解できます。

現在、将来世代の市民サービスの行政空間ですから、クリエイティブにイマジネーションを働かせてビジョンを描かないと、将来世代の厳しい評価に耐えられない。保存されることなく、消滅の運命を送ることになります。我が身を振り返れば、多くの宝を消滅させたことか。現に、府中に府中らしさを誇れる宝が現存しますか。

- ⑧－1 隣接民間所有が計画の敷地か未確定である。大國魂神社の旧中央図書館用地は、敷地として一体計画すべきである。道路下部を連続的に利活用したら……。計画庁舎の立地についての説明資料不足。

- ⑧－2 総務省基準（表－1）により新庁舎の規模積算されていますが、総務省はそのような基準は存在していない。地方主権、地方創生、地方分権の時代に「中央」が基準を設定しない。総務省見解、各地方自治団体が独自に基準を制定することが、要求される。

基準面積職員1人当たり、府中市が係数を決定することが要求される。換算率、換算職員数、基準面積職員1人当たり、係数アルファ平方メートル每人。

新庁舎床面積、積算根拠（換算人員数×係数アルファ平方メートル）

国レベル、都道府県レベル、市町村レベル、そして民間レベル

を調査し50年から100年のスパンで十分考慮した上で、海外の事例を参考にしながら、係数（アルファ）を決定する。

府中市の人口動態、及び、現時点での人口25万人をベース、市民への行政サービスの視点から、財政（歳入、歳出）の面から、維持管理の面から、I C T社会の面から、マイナンバー制の面から、行政・財政改革の面から、行政組織改革（議員定数増減、市職員定数増減）選挙管理委員会の組織替え、農業委員会事務局組織替え、議会事務局組織替え、教育委員会教育部組織替え、事業部の見直し等々、新庁舎の規模積算については、府中市地方自治団体独自に将来展望に基づき決定する。

⑨ 耐震性の欠如

新耐震基準（建築基準法改正）昭和56年制定（1981年）。以後、現在、平成27年（2015年）の間34年が経過している。耐震基準の改正は、34年間に数十回行われている。

早急な対応が必要なのは、昭和56年度時点である。少なくとも、56年度に耐震診断をすべきであった。34年間放置しておいて早急な対応とはなぜ。やっと平成21年度に診断を行って、現況の庁舎の健康状態が判明するという、行政のあり方は市民に説明の必要がある。

⑩ 平成26年12月16日、広報ふちゅうに府中市庁舎建設基本計画（案）発表

市民の意見を平成27年1月16日意見締め切り、その間市民に与えられた時間は、20日間、どんな市民の意見を求めようとするのか。行政は専業で6年間も議論、協議、検討を加えている。

その結果が基本計画（案）である。資料も情報も手元にない市民が、将来50年、100年存続するような庁舎に対して何を発言可能と考えるのか。

この行政の手法は府中市自治団体の通常の手法である。行政にとっては、いつも通っている道で、何の不思議も疑問もない。「住民説明」という名で施行される。府中方式の民主主義なのでしょう。誰が主権者で、誰が公僕なのかも知らない、無教ぶり。

これでは、首長の独走、官僚独善……。基本計画（案）を6年間費して成果とは、財源と時間の無駄遣い。もう少し見耐えのある成果を提案（プレゼン）してください。欠点があり過ぎる。

⑪ そこで提案、この基本計画（案）を第1次基本計画（案）として、次にこれをベースにして、第2次基本計画（案）のプレゼンを今度3

年間を費やして、市民に予告して作業を進めてください。

市民ラウンドとして（中・高・大の参加）市民主体の市民グループとして、各町内会の集合場に参集して、車座となり座談会形式で自由討論する。K J 法等参考に、カードに意見を記入し根拠を残す。もちろん録音、録画を撮ればなおよい。市職員は、情報、資料の説明に徹する黒子となる。

会場は、町内会持ち回りとして、町内会長が会をまとめるのではなく、高・大学生が中心となって、プレゼンをまとめる。

- ⑫ 設備の耐用年限は短期間であり、メンテ法、取りかえ法を確立すること。
- ⑬ 結論又は第2次市庁基本計画（案）に向けて
 - a 財源の内訳説明なし……。発注のタイミングを調整することで、10%位の差益が出る。
 - b 視野狭窄。とても50年から100年間の次世代市民の期待に応じられない。
 - c 検討会（市民側）、（職員側）総メンバ入れ替え。市民＋職員合同の組織。
 - d 行政サイドは情報、資料を持っている訳ですから、全て公開し計画づくりに資すること。
 - e 広報、パブリックコメント、市長への手紙等民意を聞こうとしているが、国勢調査並みに職員は庁舎から外に出て直接民の声を聞くべきだ。戸別訪問してインタビューする必要がある。
 - f 府中らしさについて、市民がどのような府中らしさを持っているか、アンケートをとること。
 - g 参考先行例近隣3市。その他の自治体の名がピックアップされているが、誰が選定したのか。これを見ただけで思い描く庁舎像、狭窄の程度理解できる。グローバルな事例の中からピックアップしないと構想が縮小する。拡散しないとアイデア出ません。
 - h 古代（公家時代）、中世（武家時代）、近世（市民時代）どの時代でも中央に対して地方の立場にあったのが府中であった。地方自治、地方主権、地方創生などと言わしますが、府中市地方自治団体は自治を旨と考えないのか。
一度リセットしてオール府中のメンバーで、オープンに、風通しのよい環境の中でアイデアを語り合う必要がある。
 - i 例

失敗例 i－1 府中市立白糸台小学校、教育施設の立地選定の失敗 i－2 掩体壕保存方法、歴史遺産保存なのに歴史の改変を 完工の失敗	
付託する委員会	

陳 情 番 号	2	受理年月日	平成27年1月16日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2-10-3 野 呂 恒 二			
件 名	学校法人私立つくし幼稚園運動場についての陳情			
〔陳情要旨〕 学校教育法 第3条 学校の設置基準 不適合 学校教育法施行規則 第7章 幼稚園 第74条 設置基準 不適合 幼稚園設置基準 平成18年9月8日 文科令34 不適合 第3章 施設及び設備 第8条 園地、園舎及び運動場 第8条2項 園舎及び運動場は同一敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする。 園舎及び運動場が隔地位置に立地する上記幼稚園は設置基準不適合。 〔陳情理由〕 隔地に自然観察園の設置届がされている。しかし、届けとは現地自然観察園が相違している。改変されている。 また、現場自然観察園は、一部目的外使用されている。目的外使用は運動場目的使用である。 上記事項については、府中市から行政指導書公布されている。しかし、指摘どおりの改善、訂正が現在もなされていない。 法令遵守を徹底させること。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成27年2月12日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市庁舎建設基本計画（案）、府中市議会庁舎建設特別委員会議事録についての陳情			
〔陳情趣旨〕 議長（村木茂議員）、日程第6市庁舎建設について。市庁舎建設特別委員長（市川一徳議員）、本特別委員会は去る6月15日委員会を開催。市庁舎建設特別委員長（市川一徳議員）中間報告。20番（目黒重夫議員）、なぜそんなに急ぐ必要があるのか。拙速過ぎる。 吉野誠政策総務部長答弁 (1) 急ぐ必要性。耐震診断の結果による。 A 3.11地震を受け、問題の庁舎で現在執務。 B 市民、職員のため1日も早く安全な物。 (2) 位置は現敷地。敷地拡張を検討。敷地をどういう形になるか。この判断を早くしたいというのが理由。 20番（目黒重夫議員） A 50年以上経過している。東日本震災があった。 B 十分議論した上で進める。市民が誰でも使う。 C 敷地拡張は関係権利者と進める。 E 段階を踏んでやる。委員長報告は事実経過の報告である。 昭和34年建設。経年56年間。 耐震診断2009年実施。建築基準法改正。耐震基準制定1981年、34年間放置。老朽化、コンクリート中性化（H. P値測定）、コア抜きコンクリート圧縮強度、未テスト、建築の耐用年限60年間通常呼称、実測不可欠。 危険な庁舎は使用禁止とすること。立入禁止。仮設耐震強工事を施工すること。教育施設は耐震補強工事実施。庁舎、学校施設はともに公共財産。 まとめ 耐震基準制時、現庁舎の健康診断（耐震診断実行せず34年間放置）。3.11でアワテテイル。34年間急がなかったのであるから、段階的に、着実に。将来50年間、100年間使用に耐えることを目標とする。ならば I ハード面 もろもろの工法があり可能である。				

II ソフト面

「府中らしさ」を決定するのは困難で、議論の時間を要する。

30年後、50年後の将来市民に受け入れられる庁舎を発見するのは困難。100年後となると、現在それを想像するのはより大きな困難を伴う。現時点においても、25万の市民が生活している。さまざまは25万とおりの生活があるから現時点での市民の見解を1つにまとめることだけでも大いに困難を伴う。それは十分な時間を用意して25万とおりのコミュニケーションをはかること。急がば回れ。早かろう、悪かろうは現庁舎で打ちどめ。

東日本3.11、東京オリンピック。建設需要が大であれば材料コスト増、人件費増。この需要の波をやり過ごすことにより、工事費は10%圧縮可能。品質向上も可能。

III 審議不十分。第2次市庁舎建設特別委員を設置し十分な討議を行う。 府中市庁舎建設基本計画（案）

I 耐震対策、耐震診断を1981年実施すれば34年間対策を討議可能だった。

II 老朽化対策、経年56年間、コンクリート中性化実測。コンクリート圧縮強度コア抜き試験

III 危険施設は使用禁止。立入禁止。学校建築に準じて必要に応じて耐震補強工事。短期的に応急処置、延命措置（スパゲティ状態）

IV 敷地未確定、計画不能。ふるさと府中歴史館敷地を統合。

V 分散化、歴史館敷地を統合することによる一体計画で事務効率向上。

付託する委員会

陳 情 番 号	4	受理年月日	平成27年2月12日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2-10-3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市立白糸台小学校についての陳情			
〔陳情趣旨〕 府中市立白糸台小学校では I 学校は神聖である。 さて、学校にはどんな神様がいたっけ。聖とはどんな聖人だっけ。学校長初め、教員はまだ旧憲法（君主制）の空気を吸っているのかな。児童、生徒は9年間旧憲法の空気にどっぷり浸って世に出てきたら、まだまだ新憲法の民主の世の中が定着するのは少なくとも「ふちゅうのまち」では21世紀中に実現しないかも。 まず、児童、生徒が民主となる前に教育公務員及びその組織体が民主になるのが第一。 II 白糸台小学校PTA総会（母親が99.9%を占める。父親私1人）において広告について意見を述べる。隣接鉄道騒音により授業不成の意見を述べる。 校長「孤手では音は鳴らない。」、「孟母三遷の教え」を述べる。 憲法第20条「信教の自由、国の宗教活動の禁止」 憲法第22条「住居・移転・職業選択の自由、外国移住、国籍離脱の自由」保障されるのか。 III ある母親が一言つぶやく。子どもが学校に人質にとられている。したがって、発見に注意が必要。子どもに学校は害を加える。 これは、全ての母親ではないと考えるが、母親の本能的な働きが直感的に防御の姿勢をとらせる。一朝一夕にでき上がったことではなく、長い歴史の結果である。 IV 学校をオープンに、近代的にどうすればよいか。 ① 1クラス10名～15名 ② 教員は修士号以上の学歴であること ③ 教員は教科のプロであること ③-1 放課後のクラブ活動は担当しない。 ③-2 進路指導はその専門家が担当する。 ③-3 学校事務はその面の事務員が担当する。				

③－４ 教科に特化する教員であるから、みずからの授業は自作教材（教科書）をとるところまで担当。

V 都道府県が教員採用。基礎自治体は何の関与もしない。人事、採用、給与、誰が責任者なのか。都辞令により、落下傘にて学校に着任する。保護者も何のことかさっぱり。したがって、保護者はクジに「当たった」、「ハズレ」と評するだけアキラメ。なぜ討論しないのか。

落下傘教員は学区域の事情関心なし。それに加えて、校外教授を受け持つ。児童、生徒の敏感な反応に答えられるわけがない。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成27年2月12日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市立白糸台小学校立地及び教育施設についての陳情			
〔陳情趣旨〕 府中市立白糸台小学校沿革 年 月 学校設置……防音壁設置工事 年 月 学校周地拡張……歩、車道未分離				
① 上記沿革において				
①－1 学校設置のための設計時段階での立地選択の失敗 騒音対策 普通教室				
①－2 耐震構造設計の失敗 特に体育館 自重				
①－3 将来増築計画の失敗 第2校舎の増築計画失敗				
② 学校用地拡張計画の失敗 歩車道分離計画失敗				
①－1 教育施設又は医療施設等には全く不適切な立地である。立地決定の根拠				
①－2 体育館の耐震構造上の失敗。スパンを大きい屋根の構造は第1に自重の軽量化である。耐震補強工事が施工されているがこの補強は仮の補強が目的あるのか。				
①－3 増築が必要か不要か将来計画時に考慮すればよい。新築時対策を実施するから以後現在まで数十年間増築装置が利活用されず放置				
② 用地拡張計画のコンセプト。学校敷地北側の公道を活用すれば歩車分離が完成す。用地拡張部は歩行者（児童）に開放可能。				
〔結論〕 事業計画の立案作業初期段階でなぜ行政職員は地域住民又は児童の保護者に意向を聴取しないのか。「三人寄れば文殊の知恵」といいます。 学区が決定されているわけだから利用者、使用者は限定的です。 行政サービスマンは責任感が強いから自らの仕事だと考え込んで仕事を囲い込んでしまう。結果、視野狭窄・固定概念から離脱不能になり重大な視点を欠落してしまう。 白糸台小学校の例は典型的な失敗モデルである。何も見回せばこれに類する事例は数多く存在する。失敗から学ばなければ成功を手に入れることは大変困難となります。 現在進行中の新庁舎建設計画は失敗から学んでいますか。多くの予算を				

投入し、大小さまざまな事業が実施されていますので学ぶ機会はいは
ず。学ぶとは自立、自主的な営みです。「先生から教えてもらうものでは
ありません。」「職員が自ら目覚めることが事始め」。職員は事業の大局
をしっかりと見定める立場に立つべきです。

そんな事業（成功事例）が積み重ねで行けばそれこそ府中方式（府中
モデル）が定着するころには何となく「府中らしさ」が表現されてくる
と考えます。

「突然府中らしさ」といっても府中には市民が合意する「府中らし
さ」現在存在しますか。

府中には数多くの小・中学校舎が存在します。子どもたちは9年間この
施設で生活します。5歳～9年間多感な発育段階を彼らが投入される学校
なるものが府中らしさであれば新しい府中市民の誕生に一步近づくこと
になりませんか。舞台さえ用意すれば自然に……。「男女共同参画」「協働」
など上から目線のキャッチフレーズなど……。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成27年2月13日	
陳情人住所氏名	府中市晴見町1－28－12 府中グリーンハイツ自治会 会長 深 澤 武			
件 名	都市再生機構の家賃改定ルール見直しに関し、UR賃貸住宅居住者の居住の安定策推進を求める意見書提出に関する陳情			
府中市議会におかれましては、日ごろから府中グリーンハイツ居住者が安心して住み続けられるように御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 〔陳情趣旨〕 独立行政法人都市再生機構は閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日）に基づき、次の作業を進めています。 ・ 継続家賃の引き上げ幅の拡大、改定周期の短縮等により家賃収入増を図るため、現行の家賃改定ルールの見直しを行う（平成27年度中）。 ・ 高齢低所得世帯等に対する家賃特別措置について、機構負担にかえ公費実施を検討し結論を得る（平成26年度中）。 ・ 収益性が低い団地の統廃合の加速を目指し、「賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を策定する（平成26年度中）。 機構はその目的に「家賃収入の最大化」、「団地の収益力向上と資産圧縮」を掲げていますが、団地居住者の居住の安定と機構が果たすべき公共的な役割・施策の検討をお願いいたします。 府中グリーンハイツ自治会では、昨年9月に「第10回団地の生活と住まいアンケート調査」を行い58.6%の回答を得ました。世帯主の53.9%が65歳以上、2人世帯が一番多く39.4%、1人世帯は27.1%。年金受給世帯は59.5%。一昨年の世帯収入367万円未満は50.6%、250万円以下は27.5%でした。これに対し84.8%の世帯が10万円以上の高家賃（10万～12万円台が51.3%、13万～15万円が30.9%）を支払っています。66.9%の世帯が「この団地に住み続けたい」と希望していますが、92.6%は家賃負担が「たいへん重い、やや重い」、77.0%が「値上げや高家賃に不安」を挙げています。 当自治会では、良好なコミュニティを形成するため夏祭り等を行い、防災・見守り活動等にも取り組んでいます。今後も高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安全な居住の場であってほしいと願っています。				

つきましては、府中市議会が下記事項について政府等へ意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

- 1 UR賃貸住宅の家賃改定ルールの見直しに当たっては、都市再生機構法附帯決議、住宅セーフティネット法を遵守し、安心して住み続けられる家賃制度にしてください。
- 2 低所得高齢者等への家賃減額措置など高齢者・子育て世帯等を初め、居住者の居住の安定策を推進してください。
- 3 空き家を早期に解消し、UR賃貸住宅を公共住宅として守り、国民の住生活向上とコミュニティの形成に役立ててください。

付託する委員会

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成27年2月16日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市例規集の利活用と同時にごみ減量化の推進についての陳情			
〔陳情趣旨〕 毎年度、府中市例規集の作成、各課へ配布、約200部、歳出約200万円、年度末、前年度例規集廃棄処分。ごみ発生、ごみ処分費歳出。 ① 新例規集配布により旧例規集は各小・中学校及び各学年ごとに配布し参考教材として再利用する。 ② 次に各図書館に送付し図書館を通じて各家庭、図書館利用者のうち、希望者に無償で配布する。 ③ 法令に親しむことにより市民みずからのものであるとの理解を醸成する。 ④ 生産し、消費、廃棄処分。ごみ発生、ごみ減量化行政（ごみ減量推進課）と（法務担当イコール政策課）とは（行財政改革担当）の相互間で財源、歳出を総合的に調整されることが必要である。 ⑤ 監査事務局、局長、それぞれの執務だけでなく、歳入、歳出は1つであり、大局的立場で行政をコントロール。つまりガバナンスは市長高野律雄の職務である。 ⑥ 財政の健全化は必須の行政目標である。他の行政項目においても上記項目と同様な暗部をオープンにする必要がある。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成27年2月16日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2－10－3 野 呂 恒 二			
件 名	巨大地震に対する対策、公共施設の耐震化工事についての陳情			
〔陳情趣旨〕				
① 上記施設の耐震化は耐震診断の結果建築基準法に基づく耐震基準に照らして基準を満足しないものに対して耐震補強工事を施すことにより地震に対して対策を施した処置				
② ①項は結果として充分効果があると誰が、どの方法で確かめたのか。				
③ 耐震補強工事でなく基準を満足しない施設は耐震建築工法によって何故建てかえないのか。				
④ 現府中市庁舎は耐震基準を満足していない。また経年変化による老朽に伴って耐力が低減している。よって早急に建てかえ工事が必要。				
⑤ なるほど府中市立小学校舎。府中市立中学校舎。その他の公共施設等は耐震補強工事で当初の目的を満足させている。この方法は一時的、仮説的に満足させる工法である。				
⑥ となれば府中市現庁舎の耐震基準上満足していない箇所があれば、				
① 危険予防のため立入禁止				
② 危険予防のため使用禁止				
③ 一時的仮説的に耐震補強工事を施す				
④ 将来、ビジョンのもと、本格的耐震、制震、免震建築に建てかえ工事を計画				
⑤ ①～④は構造上の対策であり、つまりハードウェア対策。問題はソフトウェア。解を求めるのは大変困難で時間を要する。急げというのは失敗に接近するだけ。				
⑥ 敷地が確定もしていないで計画、企画なぞ不能。見切り発車でもう失敗へ一歩踏み出している。危険。偉大なる公金の無駄遣い。投資に見合う対価を手にするのは市民感覚として当然。				
⑦ 急ぐ必要があるのは企画。計画に着手するタイミングは建築基準法改正により新耐震基準の制定時。「官報」を見逃した行政の不作為である。				
⑧ 「協働」を「市民協働都市宣言」H26年10月19日宣言。「協働」を社会実験する絶好のチャンス。この実験に要する授業料150～200億				

円としても長期ビジョンに立てば安い歳出である。年度予算800～900億に比べ。	
付託する委員会	

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成27年2月16日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2-10-3 野 呂 恒 二			
件 名	行財政改革のICT推進による小さな行政組織化についての陳情			
① 行政管理部情報システム課、ICT整備、拡充、ビッグデータ、オープンデータ、初期投資の実行。 ② ①項をベースに事務効率向上。したがって小さな組織（ガバメント）とする。 ③ 総務管理、統計を充実する。よって市会議員、市職員、教職員、定数削減する。 ④ ③項によりICTランニングコスト算出する。 ⑤ 選挙投開票IT化、在宅投票 ⑥ 課税、納税IT化 ⑦ 教育IT化、市教職員制 ⑧ 名実共に民主制地方自治、地方主権				
付託する委員会				